

「石川県犯罪被害者等支援条例」(案)
に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和3年1月20日(水)～2月2日(火)
2. 寄せられたご意見 23件(8通)

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
「目的」		
1	「犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減および犯罪被害者等の生活再建を図ること」と明記すべき。	記載の内容は、「犯罪被害者等支援」の定義として「2定義」において明記しています。
「定義」		
2	「犯罪被害者等」の定義に、「(犯罪被害者の事実婚のパートナーや同性パートナー、婚約者等を含む)」と追記すべき。	犯罪被害者等基本法に規定する「犯罪被害者等」の定義に合わせた規定としています。
3	二次被害で被害者が受ける被害に、「名誉棄損」を加えて、注意喚起すべき。	「名誉棄損」は「その他の被害」に含んでおり、広報啓発活動の中で注意喚起を図っていきます。
「県民・事業者の責務」		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「責務」でなく「役割」とし、「ねばならない」という表現ではなく「努めるものとする」とした方が、実態に即しているのではないか。 ・県民の役割として、誹謗中傷等による二次被害への注意喚起も明文化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法に規定する「国民の責務」に合わせて、県民及び事業者それぞれの「責務」として、「努めなければならない」ものとして規定します。 ・犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮することを規定しています。
5	県、県民、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況等を理解し、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努める義務があることを明記すべき。	
「連携協力」		
6	第2項として「総合的支援体制の整備にあたっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と密接に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるように努める」との趣旨の規定を加えてはどうか。どのような局面においても、適切な支援を受けられるべく県が支援体制を構築することを明記することが望ましい。	犯罪被害者等基本法において、国、地方公共団体、その他の関係機関等が「相互に連携を図りながら協力しなければならない」としていることを踏まえて規定したものであり、具体的な支援体制については、条例に基づく計画の中で検討していきたいと考えています。

「犯罪被害者等支援に関する計画」		
7	定期的に見直しをすることを規定してほしい。	国が定める「犯罪被害者等基本計画」について、法には定期的に見直しをすることの規定はなく、計画の中で「計画期間」を定めていることを踏まえ、本県条例においても同様に定期的に見直しを規定せず、条例に基づく計画の中で「計画期間」を検討していきたいと考えています。
8	「計画の定期的な検証の必要性」について加えるとよい。	
9	「県民の意見を反映するための必要な措置」について、具体的な内容がもう少し分かりやすいとよい。	意見反映の方法を限定しないよう具体的な措置は記載せず、そのままの表現とさせていただきます。
10	「実施に対する検証」も公表することを明記すべき。	国が定める「犯罪被害者等基本計画」について、法には「施策の実施状況の公表」についての規定はなく、基本計画の中で「公表すること」を記載していることを踏まえ、本県においても同様に、条例に基づく計画の中で検討したいと考えています。
「財政上の措置」		
11	民事裁判の費用、自宅が被害場所の場合の短期間のホテル費用、引っ越し費用などについても財政上の措置に含むよう規定してほしい。	被害者等支援を推進するために財政上の措置を講ずるよう努めることを定めた包括的な規定であり、具体的な施策については条例に基づく計画の策定時に検討していきたいと考えています。
12	「努める」よりも「講ずる」の方がよいのではないか。	財政上の措置については、具体的な支援施策の策定における予算の編成過程で認められるものであり、具体的な予算措置は毎年度検討していくこととなることから、「努める」との表現としています。
「経済的負担の軽減」		
13	<ul style="list-style-type: none"> ・県が、犯罪被害者等の経済的負担を軽減する措置を行うことを明記してほしい。 ・具体的に、損害賠償請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずる旨の規定を盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずることを規定しています。 ・犯罪被害者等基本法において、地方公共団体が、「損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求についての援助等を講ずる」ものとしていることを踏まえて、条例において「必要な施策を講ずる」としています。

「居住の安定」		
14	被害直後には、すぐに住居が必要になる場合があるため、「一時的な利用のための住居の提供」も規定してほしい。	犯罪被害者等基本法において、地方公共団体が、「公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずる」ものとしていることを踏まえて規定したものであり、「一時的な利用のための住居の提供」は「必要な施策」に含んでいます。
「安全の確保」		
15	「防犯に係る指導」を「防犯に関する助言」と修正すべき。 被害者保護の趣旨を明確に訴えるために「指導」ではなく、「助言」が適切。「指導」という語は、上から目線とも受け止められ、犯罪被害者等に寄り添った施策という趣旨・目的を損なう。	犯罪被害者等基本法において、「防犯に係る指導」としていることを踏まえて規定したものであり、そのままの表現とさせていただきます。
「雇用の安定」		
16	「雇用の安定」を「就学・雇用の安定」とし、学校等に対しても、理解と支援を求める条文とすべき。	犯罪被害者等基本法において、地方公共団体が「雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な措置を講ずる」ものとしていることを踏まえて規定したものです。 学校における犯罪被害者等への理解については、「18 県民の理解の増進」に基づき、広報啓発を行っていきます。
「県民の理解の増進」		
17	県が、県民や事業者に対し、理解を深めるための教育、啓発等必要な施策を講じる旨の規定を盛り込んでほしい。	広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずることについて規定しています。
18	県民の理解を深めるためには、この条例制定が必要です。是非ともお願いします。 条例制定を機として、国、県、市町、各団体が連携して被害者支援の広報啓発に取り組んでいきたい。 「犯罪被害を考える週間」については、国と足並みを揃えた「11月25日～12月1日」が最も良い。	県民の理解を深めるため、関係機関と連携協力しながら、広報啓発に取り組んでまいります。

「人材の養成」		
19	人材の養成を明記した点は大変良いと考えるが、併せて、養成の目的や対象を明記することで積極的かつ具体的な姿勢を示すことができるのではないか。	人材の養成には、多様な目的、対象が考えられることから、具体的な人材養成の内容については、条例に基づく計画の策定時に検討していきたいと考えています。
20	「研修の実施」のほか、「高等教育機関との連携」も明記すべき。	「3基本理念」において、「関係する者が相互に連携を図りながら協力して行わなければならない」と規定しており、「高等教育機関との連携」についても含んでいます。
「民間支援団体に対する支援」		
21	民間支援団体の経済的基盤構築に資する支援を充実させる旨の内容を盛り込んでほしい。	犯罪被害者等基本法において、地方公共団体が、「民間の団体の活動の促進を図るため、財政上の措置等を講ずる」ものとしていることを踏まえて、条例において「必要な施策を講ずる」こととしています。
22	「経済的負担の軽減」も盛り込んでほしい。	
「その他」		
23	『(弁護士等による相談体制の充実等) 県は二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。』との内容が「計画」に盛り込まれることを要望するが、「条例」に直接盛り込めば、強い県民へのメッセージになると思う。	「11相談及び情報の提供等」において、「犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする」と規定しており、具体的な相談体制の充実に関する施策については、条例に基づく計画の策定時に検討していきたいと考えています。